

連携先 全74団体

■大阪府 (21団体)

Table listing 74 municipalities in Osaka Prefecture with columns for municipality name, project type, and status.

■兵庫県 (20団体)

Table listing 20 municipalities in Hyogo Prefecture with columns for municipality name, project type, and status.

■滋賀県 (6団体)

Table listing 6 municipalities in Shiga Prefecture with columns for municipality name, project type, and status.

■京都府 (10団体)

Table listing 10 municipalities in Kyoto Prefecture with columns for municipality name, project type, and status.

■和歌山県 (10団体)

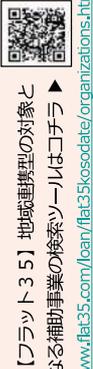
Table listing 10 municipalities in Wakayama Prefecture with columns for municipality name, project type, and status.

■奈良県 (7団体)

Table listing 7 municipalities in Nara Prefecture with columns for municipality name, project type, and status.

【フラット35】地域連携型 (子育て支援・空き家対策) の対象事業: 子 = 子育て支援 空 = 空き家

【フラット35】地域連携型 (地域活性化) の対象事業: U = U.I.J コ = コンパウンドシティ形成 防 = 防災・減災 景 = 景観形成 産 = 地域産材使用 グ = グリーン化

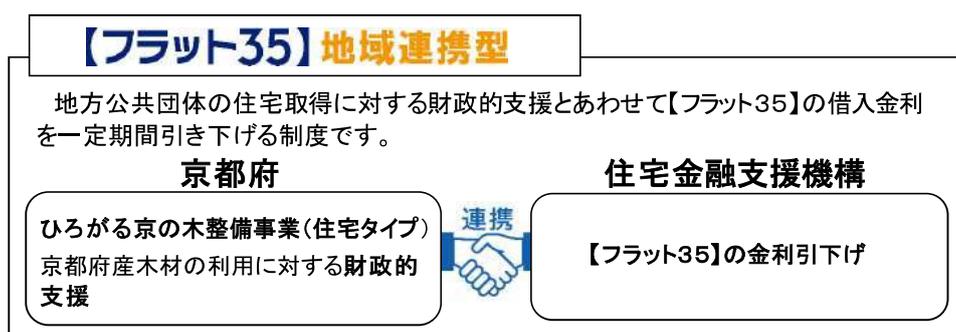


【フラット35】地域連携型の対象となる補助事業の検索ツールはコチラ ▶ (www.flat35.com/loan/flat35kosodate/organizations.html)

お問い合わせ先 住宅金融支援機構 近畿支店 地域連携グループ 営業時間: 平日9:00~17:00 (祝日・年末年始を除きます) 電話: 06-6281-9261

京都府産木材で【フラット35】をおトクに ～京都府と住宅金融支援機構が連携し、金利を引下げ～

■京都府と独立行政法人住宅金融支援機構では、京都府産木材を利用した住宅への補助制度（府実施）を活用する場合に当該住宅の取得に係る住宅ローン【フラット35】の金利を引き下げる制度の取扱いを7月1日から開始しますので、周知をお願いします。



1 制度開始日

令和6年7月1日（月）

2 対象者

京都府のひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）の支援対象となっている住宅^{*}を取得する個人

※工務店から京都府に対して「ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）」の事業申込書が提出されている住宅

3 【フラット35】の金利引下げ内容

当初5年間、年0.25%の金利引下げ

4 申込方法

京都府が交付した【フラット35】地域連携型利用対象証明書を融資申込時に金融機関へ提出

（利用対象証明書の交付申請先）

- ・物件の所在地が京都府内の場合：管轄する広域振興局
※京都市、長岡京市、向日市、大山崎町の場合は京都府林務事務所
- ・物件の所在地が京都府外の場合：京都府農林水産部林業振興課

【本報道発表に関するお問合せ】

京都府農林水産部林業振興課 課長 塚脇 TEL 075-414-5020
主幹兼係長 田窪 TEL 075-414-5009
独立行政法人住宅金融支援機構 近畿支店 地域連携グループ
企画調整担当グループ長 山下 TEL 06-6281-9261
調査役 田島 TEL 06-6281-9261

(地方公共団体名)

申請日 令和 年 月 日

京都府知事

様

【フラット35】地域連携型利用申請書

【フラット35】地域連携型を利用するため、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の発行を申請します。

※太枠内をご記入ください。

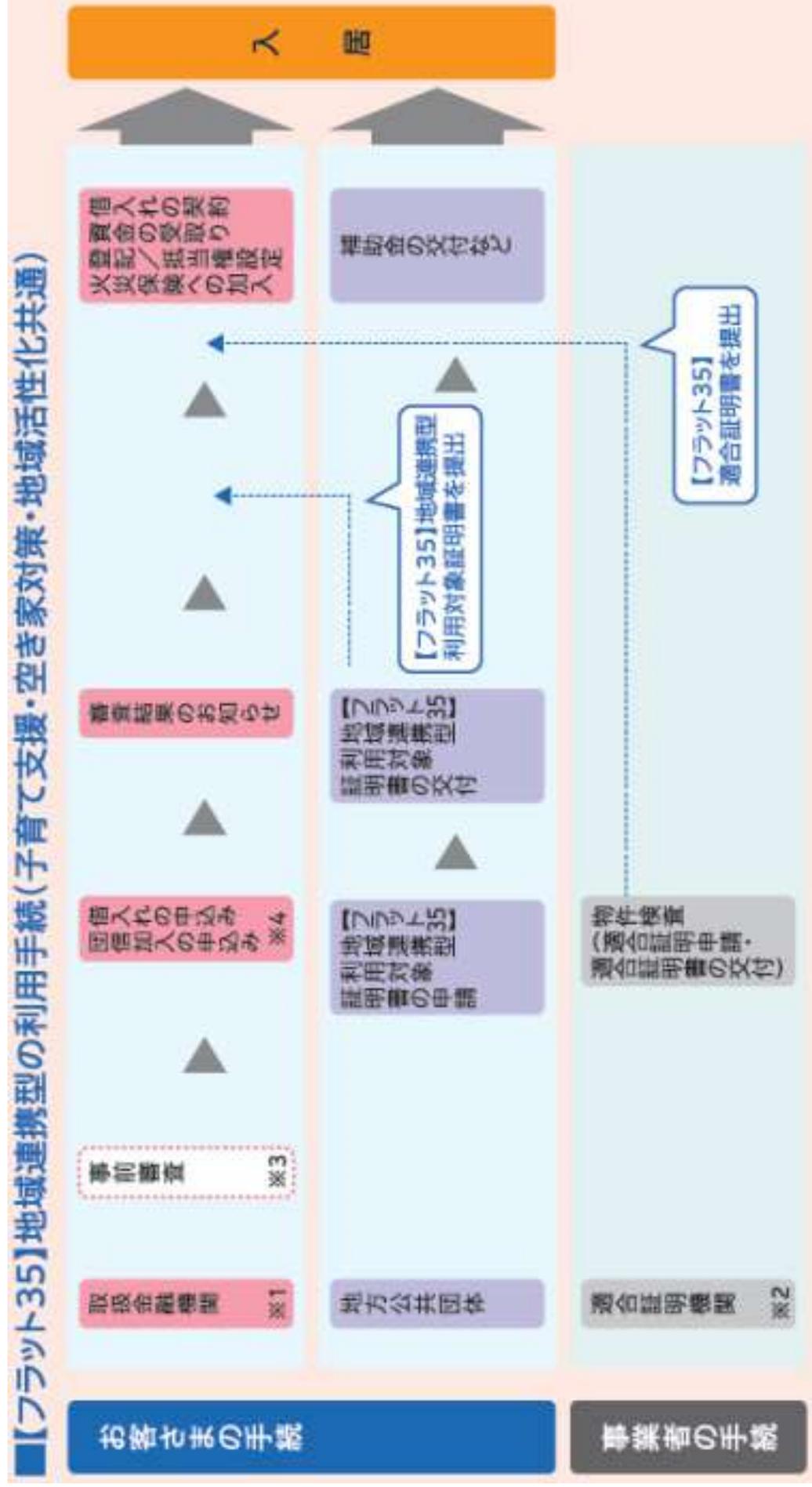
| | | | |
|--|---------|--------------------------------|----------|
| 申請者 (【フラット35】の お申込人) ※【フラット35】 のお申込み人が 2人の場合は、 いずれかの方が ご記入ください。 | 氏名 | フリガナ | 押印 不要 |
| | 住所 | 〒(-) | |
| | TEL | () - () - () | |
| 住宅 事業者 (交付申請者) | 氏名又は法人名 | | |
| | 住所 | | |
| | TEL | () - () - () | |
| 取得する住宅の所在地 (地名地番) | | | |
| 補助事業等名 | | ひろがる京の木整備事業(住宅タイプ) | |

※内容を確認の上、該当箇所にチェックをご記入ください。

| | |
|--------------------------|--|
| 誓約事項 | |
| <input type="checkbox"/> | 【フラット35】地域連携型を利用するに当たって、上記補助事業等の利用要件を満たしていることを誓約します。現時点で合致していない要件につきましては、補助申請時には満たすことを誓約します。 |
| 提出書類 | |
| <input type="checkbox"/> | 本申請書提出時点で、事業申込書は提出済みです。 |
| 承諾事項 | |
| <input type="checkbox"/> | 次の①から④までの全ての事項について承諾します。 |
| ① | 【フラット35】地域連携型のお申込人は個人であること。 |
| ② | 補助事業等の対象とならない場合、【フラット35】地域連携型の利用ができないことがあること。 |
| ③ | 【フラット35】の要件に合致しない場合、【フラット35】地域連携型の利用ができないこと。 |
| ④ | 本申請に関する情報(申請者及び補助申請者の情報を含む。)は、【フラット35】地域連携型及び補助事業等の実施のために必要な範囲で地方公共団体と住宅金融支援機構が共有すること。 |

【フラット35】地域連携型の利用手続の流れ

下図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、地方公共団体および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、【フラット35】地域連携型利用対象証明書および【フラット35】適合証明書までに金融機関へ提出する必要があります。



※1 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

※2 適合証明機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。

※3 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。

※4 借入申込みに当たっては、取扱金融機関の指定する申込関係書類を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

(注) 補助金の交付などは、各地方公共団体の制度に基づいて実施されるため、入居後になる場合があります。